様式③－１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業地区･箇所別概要（１）

令和4年度 当初予算　公共事業評価システム　個別サマリーシート(継続事業)

1 事業の基本データ

①計画事業名	事業名 道路改築事業	地区･箇所･路線名 一般国道167号（磯部BP）	
②事業担当課	担当課 道路建設課	担当班 道路建設班	電話番号 059-224-2630
③事業施工場所	地域(市部･郡部/一般･準過疎･過疎) 志摩　市部　一般	市町字名 志摩市　磯部町恵利原～五知	
④事務事業名	国補道路改築事業（高規格道路）		
⑤基本事業名	道路ネットワークの形成		
⑥公共事業評価システムにおける分野名	交通利便性の向上		

2 事業の概要

事業の目的

伊勢志摩連絡道路は、近畿自動車道伊勢線、伊勢二見鳥羽ライン及び伊勢志摩地域の観光リゾート拠点を連結し、効率的な交通体系を形成する延長約20kmの地域高規格道路である。磯部バイパスは、志摩市と鳥羽市を結ぶ伊勢志摩連絡道路の一部を構成し、災害時の緊急輸送や救急救命活動、更には地域産業の発展を支えるなど、伊勢志摩地域の道路ネットワークを形成し、幹線道路としての機能強化を図る道路である。

事業の概要			
延長	L=2,500m	事業採択	2011年度
幅員	W=6.5 (8.0)m	事業着工	2011年度
道路工	L=677m	事業完了	2024年度
トンネル工	L=1823m	供用開始	2025年度
橋梁工	N=4橋	全体計画事業費(億円)	120.000
		全体計画工期（年数）	14年

3 事業計画の進捗状況

実施済み事業の概要		事業進捗率の算定式 ［進捗率＝実施済み総事業費/計画事業費×100］	
道路工	N=1式	2020年度までの事業進捗率	37.8%
付替護岸工	N=1式	2021年度完了までの事業進捗率	62.1%
橋梁工	N=2橋	実施済み総事業費(億円)	74.490

4 公共事業の再評価実施の必要性

下記２基準に基づく今年度の再評価の必要性 （該当する項目の前に〇印）		必要である
	○	必要でない

１．三重県公共事業再評価実施要綱による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- ☐ ①事業採択後５年間を経過した時点で未着工の事業
- ☐ ②事業採択後一定期間（５～１０年）を経過した時点で継続中の事業
- ☐ ③再評価実施後一定期間が経過している事業
- ☐ ④社会経済状況の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

２．公共事業の見直し基準による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- ☐ ①社会経済情勢の変化により、住民ニーズ、事業の主目的が喪失したもの及び事業効果が著しく低下した事業
  - □事業の主な目的を喪失した事業
  - □需要量の大幅な減少や停滞、費用の大幅な増加等により、計画の必要性や効果について合理的な説明が困難となった事業
- ☐ ②代替案検討の結果、代替案のほうが有利な事業
  - ・目的達成のため他の代替的手段の方が効率的・効果的な事業
- ☐ ③事業採択から５年以上経過して、下記の理由等から事業進捗を図れない事業
  - □用地買収に対する反対等により、事業進捗が３年以上停滞しており、今後解決が見込めない事業
  - □主体となる関連他事業の事業計画の進捗が見込まれないため、当該事業の進捗が３年以上停滞している事業
  （ただし、今後２年以内に関連他事業が伸展する場合はこの限りでないものとする）

5 公共事業評価審査委員会の結果

再評価審査の結果 （該当する項目の前に〇印）		継 続
		中 止

再評価審査の結果概要

6 評価結果

評価実施年度	令和3 年度
評価結果 (優先度判定の結果)	Ⅰ

前回評価 特記事項	

※優先度区分について

優先度Ⅰ	：事業進捗を図り、早期事業効果の発現に努める継続事業
優先度Ⅱ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準以上で、熟度が高い新規事業
優先度Ⅲ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準未満で、熟度が高く、緊急性や戦略性が高い新規事業
優先度Ⅳ	：優先度Ⅱ・Ⅲ以外の新規事業
優先度Ⅴ	：中止する事業

様式③－１　　事業地区･箇所別概要（１）

令和4年度 当初予算　公共事業評価システム　個別サマリーシート(継続事業)

1 事業の基本データ

①計画事業名	事業名 道路改築事業	地区･箇所･路線名 主要地方道南勢磯部線（的矢）	
②事業担当課	担当課 道路建設課	担当班 道路建設班	電話番号 059-224-2630
③事業施工場所	地域(市部･郡部/一般･準過疎･過疎) 志摩　市部　一般	市町字名 志摩市　磯部町的矢	
④事務事業名	道路改築事業		
⑤基本事業名	道路ネットワークの形成		
⑥公共事業評価システムにおける分野名	交通利便性の向上		

2 事業の概要

事業の目的

主要地方道南勢磯部線は、度会郡南伊勢町を起点とし、志摩市磯部町を結ぶ総延長12.4kmの県道で、志摩市磯部町中心部を横断する生活基幹道路である。当該区間は、鳥羽阿児線（パールロード）と的矢地区を連絡しているが、一部未整備の幅員狭小箇所であり、道路改良を行うものである。

事業の概要			
延長	L=110m	事業採択	2021年度
幅員	W=5.5(7.0)m	事業着工	2021年度
道路工	L=110m	事業完了	2022年度
		供用開始	2023年度
		全体計画事業費(億円)	0.350
		全体計画工期（年数）	2年

3 事業計画の進捗状況

実施済み事業の概要		事業進捗率の算定式 ［進捗率＝実施済み総事業費/計画事業費×100］	
測量・設計	N=1式	2020年度までの事業進捗率	0.0%
		2021年度完了までの事業進捗率	85.7%
		実施済み総事業費(億円)	0.300

4 公共事業の再評価実施の必要性

下記２基準に基づく今年度の再評価の必要性 （該当する項目の前に〇印）		
		必要である
	○	必要でない

１．三重県公共事業再評価実施要綱による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- □ ①事業採択後５年間を経過した時点で未着工の事業
- □ ②事業採択後一定期間（５～１０年）を経過した時点で継続中の事業
- □ ③再評価実施後一定期間が経過している事業
- □ ④社会経済状況の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

２．公共事業の見直し基準による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- □ ①社会経済情勢の変化により、住民ニーズ、事業の主目的が喪失したもの及び事業効果が著しく低下した事業
  - □事業の主な目的を喪失した事業
  - □需要量の大幅な減少や停滞、費用の大幅な増加等により、計画の必要性や効果について合理的な説明が困難となった事業
- □ ②代替案検討の結果、代替案のほうが有利な事業
  - ・目的達成のため他の代替的手段の方が効率的・効果的な事業
- □ ③事業採択から５年以上経過して、下記の理由等から事業進捗を図れない事業
  - □用地買収に対する反対等により、事業進捗が３年以上停滞しており、今後解決が見込めない事業
  - □主体となる関連他事業の事業計画の進捗が見込まれないため、当該事業の進捗が３年以上停滞している事業
    （ただし、今後２年以内に関連他事業が伸展する場合はこの限りでないものとする）

5 公共事業評価審査委員会の結果

再評価審査の結果 （該当する項目の前に〇印）		
		継　続
		中　止

再評価審査の結果概要

6 評価結果

評価実施年度	令和3 年度
評価結果 (優先度判定の結果)	Ⅰ

前回評価 特記事項	

※優先度区分について

優先度Ⅰ	：事業進捗を図り、早期事業効果の発現に努める継続事業
優先度Ⅱ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準以上で、熟度が高い新規事業
優先度Ⅲ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準未満で、熟度が高く、緊急性や戦略性が高い新規事業
優先度Ⅳ	：優先度Ⅱ・Ⅲ以外の新規事業
優先度Ⅴ	：中止する事業

様式③－１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業地区･箇所別概要 （１）

令和4年度 当初予算　公共事業評価システム　個別サマリーシート（継続事業）

1 事業の基本データ

①計画事業名	事業名 道路改築事業	地区･箇所･路線名 主要地方道南勢磯部線（飯浜）	
②事業担当課	担当課 道路建設課	担当班 道路建設班	電話番号 059-224-2630
③事業施工場所	地域（市部･郡部/一般･準過疎･過疎） 志摩　市部　一般	市町字名 志摩市　磯部町飯浜	
④事務事業名	道路改築事業		
⑤基本事業名	道路ネットワークの形成		
⑥公共事業評価システムにおける分野名	交通利便性の向上		

2 事業の概要

事業の目的

主要地方道南勢磯部線は、度会郡南伊勢町を起点とし、志摩市磯部町を結ぶ総延長12.4kmの県道で、志摩市磯部町中心部を横断する生活基幹道路である。志摩市磯部町飯浜は、近傍に志摩スペイン村があり観光バスなどの利用が多いが、幅員が狭小であることから非常に危険な状況となっている。また、降雨時には冠水するため、交通や生活に支障をきたすことから早急な整備が望まれている。

事業の概要			
延長	L=1,320m	事業採択	2020年度
幅員	W=6.0(7.5)m	事業着工	2020年度
道路工	L=1,320m	事業完了	2030年度
		供用開始	2031年度
		全体計画事業費（億円）	7.900
		全体計画工期 （年数）	11年

3 事業計画の進捗状況

実施済み事業の概要		事業進捗率の算定式 ［進捗率＝実施済み総事業費/計画事業費×100］	
設計	N=1式	2020年度までの事業進捗率	3.8%
用地買収	N=1式	2021年度完了までの事業進捗率	5.3%
		実施済み総事業費（億円）	0.420

4 公共事業の再評価実施の必要性

下記２基準に基づく今年度の再評価の必要性 （該当する項目の前に〇印）		必要である
	○	必要でない

１．三重県公共事業再評価実施要綱による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- □ ①事業採択後５年間を経過した時点で未着工の事業
- □ ②事業採択後一定期間（５～１０年）を経過した時点で継続中の事業
- □ ③再評価実施後一定期間が経過している事業
- □ ④社会経済状況の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

２．公共事業の見直し基準による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- □ ①社会経済情勢の変化により、住民ニーズ、事業の主目的が喪失したもの及び事業効果が著しく低下した事業
  - □事業の主な目的を喪失した事業
  - □需要量の大幅な減少や停滞、費用の大幅な増加等により、計画の必要性や効果について合理的な説明が困難となった事業
- □ ②代替案検討の結果、代替案のほうが有利な事業
  - ・目的達成のため他の代替的手段の方が効率的・効果的な事業
- □ ③事業採択から５年以上経過して、下記の理由等から事業進捗を図れない事業
  - □用地買収に対する反対等により、事業進捗が３年以上停滞しており、今後解決が見込めない事業
  - □主体となる関連他事業の事業計画の進捗が見込まれないため、当該事業の進捗が３年以上停滞している事業
  （ただし、今後２年以内に関連他事業が伸展する場合はこの限りでないものとする）

5 公共事業評価審査委員会の結果

再評価審査の結果 （該当する項目の前に〇印）		継　続
		中　止

再評価審査の結果概要

6 評価結果

評価実施年度	令和3 年度
評価結果 （優先度判定の結果）	Ⅰ

前回評価 特記事項	

※優先度区分について

優先度Ⅰ	：事業進捗を図り、早期事業効果の発現に努める継続事業
優先度Ⅱ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準以上で、熟度が高い新規事業
優先度Ⅲ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準未満で、熟度が高く、緊急性や戦略性が高い新規事業
優先度Ⅳ	：優先度Ⅱ・Ⅲ以外の新規事業
優先度Ⅴ	：中止する事業

様式③－１ 事業地区･箇所別概要 （１）

令和4年度 当初予算　公共事業評価システム　個別サマリーシート（継続事業）

1 事業の基本データ

①計画事業名	事業名	地区･箇所･路線名	
	道路改築事業	主要地方道浜島阿児線（塩屋）	
②事業担当課	担当課	担当班	電話番号
	道路建設課	道路建設班	059-224-2630
③事業施工場所	地域（市部･郡部/一般･準過疎･過疎）		市町字名
	志摩　市部　準過疎		志摩市　浜島町桧山路～塩屋
④事務事業名	道路改築事業		
⑤基本事業名	道路ネットワークの形成		
⑥公共事業評価システムにおける分野名	交通利便性の向上		

2 事業の概要

事業の目的

主要地方道浜島阿児線は、志摩市浜島町を起点とし、志摩市阿児町を結ぶ総延長12.6kmの生活道路である。当該箇所は、道路線形が湾曲しており視距も悪い区間となっている。また、大型車等による交通障害の発生や歩行者の安全確保等の課題があり、地元は早期の工事着工を熱望している。このため浜島町塩屋地区内をバイパス及び現道拡幅することにより、地域や周辺住民の安全な通行を確保するものである。

事業の概要			
延長	L=1,090m	事業採択	2018年度
幅員	W=6.0(7.0)m	事業着工	2018年度
道路工	665m	事業完了	2033年度
橋梁工	N=2橋	供用開始	2034年度
トンネル工	368m	全体計画事業費（億円）	41.000
		全体計画工期（年数）	16年

3 事業計画の進捗状況

実施済み事業の概要		事業進捗率の算定式 ［進捗率＝実施済み総事業費/計画事業費×100］	
測量・設計	N=1式	2020年度までの事業進捗率	3.8%
用地買収	N=1式	2021年度完了までの事業進捗率	4.8%
		実施済み総事業費（億円）	1.950

4 公共事業の再評価実施の必要性

下記２基準に基づく今年度の再評価の必要性 （該当する項目の前に○印）		必要である
	○	必要でない

１．三重県公共事業再評価実施要綱による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- ☐ ①事業採択後５年間を経過した時点で未着工の事業
- ☐ ②事業採択後一定期間（５～１０年）を経過した時点で継続中の事業
- ☐ ③再評価実施後一定期間が経過している事業
- ☐ ④社会経済状況の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

２．公共事業の見直し基準による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- ☐ ①社会経済情勢の変化により、住民ニーズ、事業の主目的が喪失したもの及び事業効果が著しく低下した事業
  - □事業の主な目的を喪失した事業
  - □需要量の大幅な減少や停滞、費用の大幅な増加等により、計画の必要性や効果について合理的な説明が困難となった事業
- ☐ ②代替案検討の結果、代替案のほうが有利な事業
  - ・目的達成のため他の代替的手段の方が効率的・効果的な事業
- ☐ ③事業採択から５年以上経過して、下記の理由等から事業進捗を図れない事業
  - □用地買収に対する反対等により、事業進捗が３年以上停滞しており、今後解決が見込めない事業
  - □主体となる関連他事業の事業計画の進捗が見込まれないため、当該事業の進捗が３年以上停滞している事業
    （ただし、今後２年以内に関連他事業が伸展する場合はこの限りでないものとする）

5 公共事業評価審査委員会の結果

再評価審査の結果 （該当する項目の前に○印）		継　続
		中　止

再評価審査の結果概要

6 評価結果

評価実施年度	令和3 年度
評価結果（優先度判定の結果）	Ⅰ

前回評価特記事項	

※優先度区分について

優先度Ⅰ	：事業進捗を図り、早期事業効果の発現に努める継続事業
優先度Ⅱ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準以上で、熟度が高い新規事業
優先度Ⅲ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準未満で、熟度が高く、緊急性や戦略性が高い新規事業
優先度Ⅳ	：優先度Ⅱ・Ⅲ以外の新規事業
優先度Ⅴ	：中止する事業

様式③－１　　事業地区･箇所別概要（１）

令和4年度 当初予算　公共事業評価システム　個別サマリーシート（継続事業）

1 事業の基本データ

①計画事業名	事業名	地区･箇所･路線名	
	道路改築事業	主要地方道鳥羽磯部線（山田）	
②事業担当課	担当課	担当班	電話番号
	道路建設課	道路建設班	059-224-2630
③事業施工場所	地域（市部･郡部/一般･準過疎･過疎）	市町字名	
	志摩　市部　一般	志摩市　磯部町山田	
④事務事業名	道路改築事業		
⑤基本事業名	道路ネットワークの形成		
⑥公共事業評価システムにおける分野名	交通利便性の向上		

2 事業の概要

事業の目的

主要地方道鳥羽磯部線は、鳥羽市松尾町地内の国道167号との交差部を起点とし、鳥羽市相差町、志摩市磯部町的矢を経由し磯部町上之郷地内の国道167号を連絡する生活道路である。当該区間の山田地内には、鳥羽志摩広域ゴミ処理場が建設されており、今後は鳥羽市・志摩市・南伊勢町からのゴミ収集車が多く走行する事となるため、幅員が狭く見通しが悪い区間の整備を求められている。

事業の概要			
延長	L=580m	事業採択	2013年度
幅員	W=5.5(7.0)m	事業着工	2013年度
道路工	L=580m	事業完了	2023年度
		供用開始	2024年度
		全体計画事業費（億円）	3.820
		全体計画工期（年数）	11年

3 事業計画の進捗状況

実施済み事業の概要		事業進捗率の算定式［進捗率＝実施済み総事業費/計画事業費×100］	
付替護岸工	L=220m	2020年度までの事業進捗率	70.7%
		2021年度完了までの事業進捗率	73.8%
		実施済み総事業費（億円）	2.820

4 公共事業の再評価実施の必要性

下記２基準に基づく今年度の再評価の必要性（該当する項目の前に○印）		必要である
	○	必要でない

１．三重県公共事業再評価実施要綱による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- □ ①事業採択後５年間を経過した時点で未着工の事業
- □ ②事業採択後一定期間（５～１０年）を経過した時点で継続中の事業
- □ ③再評価実施後一定期間が経過している事業
- □ ④社会経済状況の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

２．公共事業の見直し基準による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- □ ①社会経済情勢の変化により、住民ニーズ、事業の主目的が喪失したもの及び事業効果が著しく低下した事業
  - □事業の主な目的を喪失した事業
  - □需要量の大幅な減少や停滞、費用の大幅な増加等により、計画の必要性や効果について合理的な説明が困難となった事業
- □ ②代替案検討の結果、代替案のほうが有利な事業
  - ・目的達成のため他の代替的手段の方が効率的・効果的な事業
- □ ③事業採択から５年以上経過して、下記の理由等から事業進捗を図れない事業
  - □用地買収に対する反対等により、事業進捗が３年以上停滞しており、今後解決が見込めない事業
  - □主体となる関連他事業の事業計画の進捗が見込まれないため、当該事業の進捗が３年以上停滞している事業（ただし、今後２年以内に関連他事業が伸展する場合はこの限りでないものとする）

5 公共事業評価審査委員会の結果

再評価審査の結果（該当する項目の前に○印）		継　続
		中　止

再評価審査の結果概要

6 評価結果

評価実施年度	令和3 年度		
評価結果（優先度判定の結果）	Ⅰ	前回評価特記事項	

※優先度区分について

優先度Ⅰ	：事業進捗を図り、早期事業効果の発現に努める継続事業
優先度Ⅱ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準以上で、熟度が高い新規事業
優先度Ⅲ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準未満で、熟度が高く、緊急性や戦略性が高い新規事業
優先度Ⅳ	：優先度Ⅱ・Ⅲ以外の新規事業
優先度Ⅴ	：中止する事業

様式③－１

事業地区･箇所別概要（１）

令和4年度 当初予算　公共事業評価システム　個別サマリーシート(継続事業)

1 事業の基本データ

①計画事業名	事業名	地区･箇所･路線名	
	道路改築事業	主要地方道鳥羽磯部線（松尾拡幅2工区）	
②事業担当課	担当課	担当班	電話番号
	道路建設課	道路建設班	059-224-2630
③事業施工場所	地域(市部･郡部/一般･準過疎･過疎)	市町字名	
	志摩　市部　過疎	鳥羽市　松尾町	
④事務事業名	道路改築事業		
⑤基本事業名	道路ネットワークの形成		
⑥公共事業評価システムにおける分野名	交通利便性の向上		

2 事業の概要

事業の目的

主要地方道鳥羽磯部線は、鳥羽市松尾町地内の国道167号との交差部を起点とし、鳥羽市相差町、志摩市磯部町的矢を経由し磯部町上之郷地内の国道167号を連絡する生活道路である。当該区間は、山地部で幅員狭小であるため視距及び線形が悪く、行楽シーズンには観光バスが多数往来するが、対面通行が困難であることから通行に苦慮している。このことから円滑な通行を確保すべく、道路改良を行うものである。

事業の概要			
延長	L=500m	事業採択	2019年度
幅員	W=5.5(7.0)m	事業着工	2019年度
道路工	L=500m	事業完了	2023年度
		供用開始	2024年度
		全体計画事業費(億円)	2.420
		全体計画工期（年数）	5年

3 事業計画の進捗状況

実施済み事業の概要		事業進捗率の算定式 ［進捗率＝実施済み総事業費/計画事業費×100］	
道路工	L=90m	2020年度までの事業進捗率	23.1%
		2021年度完了までの事業進捗率	69.8%
		実施済み総事業費(億円)	1.690

4 公共事業の再評価実施の必要性

下記２基準に基づく今年度の再評価の必要性		必要である
（該当する項目の前に○印）	○	必要でない

１．三重県公共事業再評価実施要綱による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- ☐ ①事業採択後５年間を経過した時点で未着工の事業
- ☐ ②事業採択後一定期間（５～１０年）を経過した時点で継続中の事業
- ☐ ③再評価実施後一定期間が経過している事業
- ☐ ④社会経済状況の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

２．公共事業の見直し基準による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- ☐ ①社会経済情勢の変化により、住民ニーズ、事業の主目的が喪失したもの及び事業効果が著しく低下した事業
  - □事業の主な目的を喪失した事業
  - □需要量の大幅な減少や停滞、費用の大幅な増加等により、計画の必要性や効果について合理的な説明が困難となった事業
- ☐ ②代替案検討の結果、代替案のほうが有利な事業
  - ・目的達成のため他の代替的手段の方が効率的・効果的な事業
- ☐ ③事業採択から５年以上経過して、下記の理由等から事業進捗を図れない事業
  - □用地買収に対する反対等により、事業進捗が３年以上停滞しており、今後解決が見込めない事業
  - □主体となる関連他事業の事業計画の進捗が見込まれないため、当該事業の進捗が３年以上停滞している事業
  - （ただし、今後２年以内に関連他事業が伸展する場合はこの限りでないものとする）

5 公共事業評価審査委員会の結果

再評価審査の結果		継　続
（該当する項目の前に○印）		中　止

再評価審査の結果概要

6 評価結果

評価実施年度	令和3 年度		
評価結果 (優先度判定の結果)	Ⅰ	前回評価 特記事項	

※優先度区分について

優先度Ⅰ	：事業進捗を図り、早期事業効果の発現に努める継続事業
優先度Ⅱ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準以上で、熟度が高い新規事業
優先度Ⅲ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準未満で、熟度が高く、緊急性や戦略性が高い新規事業
優先度Ⅳ	：優先度Ⅱ・Ⅲ以外の新規事業
優先度Ⅴ	：中止する事業

様式③－１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業地区･箇所別概要（１）

令和4年度 当初予算　公共事業評価システム　個別サマリーシート(継続事業)

1 事業の基本データ

①計画事業名	事業名	地区･箇所･路線名	
	道路改築事業	主要地方道鳥羽磯部線（松尾）	
②事業担当課	担当課	担当班	電話番号
	道路建設課	道路建設班	059-224-2630
③事業施工場所	地域(市部･郡部/一般･準過疎･過疎)	市町字名	
	志摩　市部　過疎	鳥羽市　松尾町	
④事務事業名	道路改築事業		
⑤基本事業名	道路ネットワークの形成		
⑥公共事業評価システムにおける分野名	交通利便性の向上		

2 事業の概要

事業の目的

主要地方道鳥羽磯部線は、鳥羽市松尾町地内の国道167号との交差部を起点とし、鳥羽市相差町、志摩市磯部町的矢を経由し磯部町上之郷地内の国道167号を連絡する生活道路である。当該区間は、山地部で幅員狭小であるため視距及び線形が悪く、行楽シーズンには観光バスが多数往来するが、対面通行が困難であることから通行に苦慮している。このことから円滑な通行を確保すべく、道路改良を行うものである。

事業の概要			
延長	L=500m	事業採択	2019年度
幅員	W=5.5(7.0)m	事業着工	2019年度
道路工	L=500m	事業完了	2025年度
		供用開始	2026年度
		全体計画事業費(億円)	3.400
		全体計画工期（年数）	7年

3 事業計画の進捗状況

実施済み事業の概要		事業進捗率の算定式 ［進捗率＝実施済み総事業費/計画事業費×100］	
測量・設計	N=1式	2020年度までの事業進捗率	8.8%
		2021年度完了までの事業進捗率	14.4%
		実施済み総事業費(億円)	0.490

4 公共事業の再評価実施の必要性

下記２基準に基づく今年度の再評価の必要性 （該当する項目の前に○印）		必要である
	○	必要でない

１．三重県公共事業再評価実施要綱による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- ☐ ①事業採択後５年間を経過した時点で未着工の事業
- ☐ ②事業採択後一定期間（５～１０年）を経過した時点で継続中の事業
- ☐ ③再評価実施後一定期間が経過している事業
- ☐ ④社会経済状況の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

２．公共事業の見直し基準による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- ☐ ①社会経済情勢の変化により、住民ニーズ、事業の主目的が喪失したもの及び事業効果が著しく低下した事業
  - □事業の主な目的を喪失した事業
  - □需要量の大幅な減少や停滞、費用の大幅な増加等により、計画の必要性や効果について合理的な説明が困難となった事業
- ☐ ②代替案検討の結果、代替案のほうが有利な事業
  - ・目的達成のため他の代替的手段の方が効率的・効果的な事業
- ☐ ③事業採択から５年以上経過して、下記の理由等から事業進捗を図れない事業
  - □用地買収に対する反対等により、事業進捗が３年以上停滞しており、今後解決が見込めない事業
  - □主体となる関連他事業の事業計画の進捗が見込まれないため、当該事業の進捗が３年以上停滞している事業
    （ただし、今後２年以内に関連他事業が伸展する場合はこの限りでないものとする）

5 公共事業評価審査委員会の結果

再評価審査の結果 （該当する項目の前に○印）		継 続
		中 止

再評価審査の結果概要

6 評価結果

評価実施年度	令和3 年度		
評価結果 (優先度判定の結果)	p	前回評価 特記事項	

※優先度区分について

優先度Ⅰ	：事業進捗を図り、早期事業効果の発現に努める継続事業
優先度Ⅱ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準以上で、熟度が高い新規事業
優先度Ⅲ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準未満で、熟度が高く、緊急性や戦略性が高い新規事業
優先度Ⅳ	：優先度Ⅱ・Ⅲ以外の新規事業
優先度Ⅴ	：中止する事業

様式③－１　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業地区･箇所別概要（１）

令和4年度 当初予算　公共事業評価システム　個別サマリーシート(継続事業)

1 事業の基本データ

①計画事業名	事業名	地区･箇所･路線名	
	道路改築事業	一般県道安乗港線（国府）	
②事業担当課	担当課	担当班	電話番号
	道路建設課	道路建設班	059-224-2630
③事業施工場所	地域(市部･郡部/一般･準過疎･過疎)	市町字名	
	志摩　市部　一般	志摩市　阿児町国府	
④事務事業名	道路改築事業		
⑤基本事業名	道路ネットワークの形成		
⑥公共事業評価システムにおける分野名	交通利便性の向上		

2 事業の概要

事業の目的

一般県道安乗港線は、安乗漁港を起点とし、阿児町鵜方の一般国道167号を結び、阿児町国府、甲賀、安乗から市街地への生活道路として重要な役割を担っている生活道路である。当該箇所は、一部で狭小な区間が存在し、道路線形が湾曲しており視距も悪い区間となっている。また、歩行者の安全確保等の課題があり、地元は早期の工事着手を熱望している。このため改良事業により、地域や周辺住民の安全な通行を確保するものである。

事業の概要			
延長	L=940m	事業採択	2020年度
幅員	W=6.0(9.75)m	事業着工	2020年度
道路工	L=940m	事業完了	2025年度
		供用開始	2026年度
		全体計画事業費(億円)	3.500
		全体計画工期（年数）	6年

3 事業計画の進捗状況

実施済み事業の概要		事業進捗率の算定式［進捗率＝実施済み総事業費/計画事業費×100］	
道路工	L=370m	2020年度までの事業進捗率	21.4%
		2021年度完了までの事業進捗率	44.3%
		実施済み総事業費(億円)	1.550

4 公共事業の再評価実施の必要性

下記２基準に基づく今年度の再評価の必要性（該当する項目の前に〇印）		
		必要である
	○	必要でない

1．三重県公共事業再評価実施要綱による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- □ ①事業採択後５年間を経過した時点で未着工の事業
- □ ②事業採択後一定期間（５～１０年）を経過した時点で継続中の事業
- □ ③再評価実施後一定期間が経過している事業
- □ ④社会経済状況の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

2．公共事業の見直し基準による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- □ ①社会経済情勢の変化により、住民ニーズ、事業の主目的が喪失したもの及び事業効果が著しく低下した事業
  - □事業の主な目的を喪失した事業
  - □需要量の大幅な減少や停滞、費用の大幅な増加等により、計画の必要性や効果について合理的な説明が困難となった事業
- □ ②代替案検討の結果、代替案のほうが有利な事業
  - ・目的達成のため他の代替的手段の方が効率的・効果的な事業
- □ ③事業採択から５年以上経過して、下記の理由等から事業進捗を図れない事業
  - □用地買収に対する反対等により、事業進捗が３年以上停滞しており、今後解決が見込めない事業
  - □主体となる関連他事業の事業計画の進捗が見込まれないため、当該事業の進捗が３年以上停滞している事業（ただし、今後２年以内に関連他事業が伸展する場合はこの限りでないものとする）

5 公共事業評価審査委員会の結果

再評価審査の結果（該当する項目の前に〇印）		
		継　続
		中　止

再評価審査の結果概要

6 評価結果

評価実施年度	令和3 年度
評価結果(優先度判定の結果)	Ⅰ
前回評価特記事項	

※優先度区分について

優先度Ⅰ	：事業進捗を図り、早期事業効果の発現に努める継続事業
優先度Ⅱ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準以上で、熟度が高い新規事業
優先度Ⅲ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準未満で、熟度が高く、緊急性や戦略性が高い新規事業
優先度Ⅳ	：優先度Ⅱ・Ⅲ以外の新規事業
優先度Ⅴ	：中止する事業

様式③ー１ 事業地区･箇所別概要（１）

令和4年度 当初予算　公共事業評価システム　個別サマリーシート(継続事業)

1 事業の基本データ

①計画事業名	事業名 道路改築事業	地区･箇所･路線名 一般県道阿児磯部鳥羽線（今浦）	
②事業担当課	担当課 道路建設課	担当班 道路建設班	電話番号 059-224-2630
③事業施工場所	地域(市部･郡部/一般･準過疎･過疎) 志摩　市部　過疎	市町字名 鳥羽市　浦村町今浦	
④事務事業名	道路改築事業		
⑤基本事業名	道路ネットワークの形成		
⑥公共事業評価システムにおける分野名	交通利便性の向上		

2 事業の概要

事業の目的

一般県道阿児磯部鳥羽線は、志摩市阿児町を起点とし、志摩市磯部町から鳥羽市中心部への連絡道路となっており、地域住民の生活道路としての利用だけでなく、伊勢志摩地域の産業及び観光を支える重要な道路として利用されている。当該事業区間は、山地部で視距及び線形が悪く、行楽シーズンには観光バスが多数往来するが通行に苦慮していることから,円滑な通行を確保すべく整備するものである。

事業の概要			
延長	L=630m	事業採択	2020年度
幅員	W=5.5(7.0)m	事業着工	2020年度
道路工	L=630m	事業完了	2025年度
		供用開始	2026年度
		全体計画事業費(億円)	3.500
		全体計画工期（年数)	6年

3 事業計画の進捗状況

実施済み事業の概要		事業進捗率の算定式 ［進捗率＝実施済み総事業費/計画事業費×100］	
測量・設計	N=1式	2020年度までの事業進捗率	7.1%
		2021年度完了までの事業進捗率	10.0%
		実施済み総事業費(億円)	0.350

4 公共事業の再評価実施の必要性

下記２基準に基づく今年度の再評価の必要性 （該当する項目の前に○印）		
		必要である
	○	必要でない

１．三重県公共事業再評価実施要綱による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- ☐ ①事業採択後５年間を経過した時点で未着工の事業
- ☐ ②事業採択後一定期間（５～１０年）を経過した時点で継続中の事業
- ☐ ③再評価実施後一定期間が経過している事業
- ☐ ④社会経済状況の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

２．公共事業の見直し基準による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- ☐ ①社会経済情勢の変化により、住民ニーズ、事業の主目的が喪失したもの及び事業効果が著しく低下した事業
  - □事業の主な目的を喪失した事業
  - □需要量の大幅な減少や停滞、費用の大幅な増加等により、計画の必要性や効果について合理的な説明が困難となった事業
- ☐ ②代替案検討の結果、代替案のほうが有利な事業
  - ・目的達成のため他の代替的手段の方が効率的・効果的な事業
- ☐ ③事業採択から５年以上経過して、下記の理由等から事業進捗を図れない事業
  - □用地買収に対する反対等により、事業進捗が３年以上停滞しており、今後解決が見込めない事業
  - □主体となる関連他事業の事業計画の進捗が見込まれないため、当該事業の進捗が３年以上停滞している事業
    （ただし、今後２年以内に関連他事業が伸展する場合はこの限りでないものとする）

5 公共事業評価審査委員会の結果

再評価審査の結果 （該当する項目の前に○印）		
		継　続
		中　止

再評価審査の結果概要

6 評価結果

評価実施年度	令和3 年度
評価結果 (優先度判定の結果)	Ⅰ

前回評価 特記事項	

※優先度区分について

優先度Ⅰ	：事業進捗を図り、早期事業効果の発現に努める継続事業
優先度Ⅱ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準以上で、熟度が高い新規事業
優先度Ⅲ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準未満で、熟度が高く、緊急性や戦略性が高い新規事業
優先度Ⅳ	：優先度Ⅱ・Ⅲ以外の新規事業
優先度Ⅴ	：中止する事業

様式③－１ 事業地区･箇所別概要（１）

令和4年度 当初予算　公共事業評価システム　個別サマリーシート（継続事業）

1 事業の基本データ

①計画事業名	事業名	地区･箇所･路線名	
	河川改修事業	二級河川　前川	
②事業担当課	担当課	担当班	電話番号
	河川課	河川事業班	059-224-2679
③事業施工場所	地域（市部･郡部/一般･準過疎･過疎）	市町字名	
	志摩　市部　一般	志摩市	阿児町鵜方
④事務事業名	河川改修事業		
⑤基本事業名	洪水防止対策の推進		
⑥公共事業評価システムにおける分野名	災害の防止		

2 事業の概要

事業の目的

当該区間は河道が狭く湾曲した未改修区間であり、国道２６０号との交差部におけるボックス河道が最ネック点となっていることから、河道拡幅及びボックス部の改修を行うことにより治水安全度の向上を図る。

事業の概要					
延長	1,720m	ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ工	１基	事業採択	2016年度
掘削工	14,662m3	水門工（耐震）	１基	事業着工	2016年度
築堤工	3,358m3			事業完了	2045年度
護岸工	1,032m			供用開始	2046年度
橋梁工	１橋			全体計画事業費（億円）	12.100
				全体計画工期（年数）	30年

3 事業計画の進捗状況

実施済み事業の概要		事業進捗率の算定式 ［進捗率＝実施済み総事業費/計画事業費×100］	
河川測量	１式	2020年度までの事業進捗率	26.7%
護岸設計	１式	2021年度完了までの事業進捗率	29.3%
水門工（耐震）	１基	実施済み総事業費（億円）	3.546

4 公共事業の再評価実施の必要性

下記２基準に基づく今年度の再評価の必要性（該当する項目の前に〇印）		
		必要である
	○	必要でない

1．三重県公共事業再評価実施要綱による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- □ ①事業採択後５年間を経過した時点で未着工の事業
- □ ②事業採択後一定期間（５～１０年）を経過した時点で継続中の事業
- □ ③再評価実施後一定期間が経過している事業
- □ ④社会経済状況の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

2．公共事業の見直し基準による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- □ ①社会経済情勢の変化により、住民ニーズ、事業の主目的が喪失したもの及び事業効果が著しく低下した事業
  - □事業の主な目的を喪失した事業
  - □需要量の大幅な減少や停滞、費用の大幅な増加等により、計画の必要性や効果について合理的な説明が困難となった事業
- □ ②代替案検討の結果、代替案のほうが有利な事業
  - ・目的達成のため他の代替的手段の方が効率的・効果的な事業
- □ ③事業採択から５年以上経過して、下記の理由等から事業進捗を図れない事業
  - □用地買収に対する反対等により、事業進捗が３年以上停滞しており、今後解決が見込めない事業
  - □主体となる関連他事業の事業計画の進捗が見込まれないため、当該事業の進捗が３年以上停滞している事業
    （ただし、今後２年以内に関連他事業が伸展する場合はこの限りでないものとする）

5 公共事業評価審査委員会の結果

再評価審査の結果（該当する項目の前に〇印）		
		継　続
		中　止

再評価審査の結果概要

6 評価結果

評価実施年度	令和3 年度
評価結果（優先度判定の結果）	Ⅰ

前回評価特記事項	

※優先度区分について

優先度Ⅰ	：事業進捗を図り、早期事業効果の発現に努める継続事業
優先度Ⅱ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準以上で、熟度が高い新規事業
優先度Ⅲ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準未満で、熟度が高く、緊急性や戦略性が高い新規事業
優先度Ⅳ	：優先度Ⅱ・Ⅲ以外の新規事業
優先度Ⅴ	：中止する事業

様式③－１

事業地区･箇所別概要 （１）

令和4年度 当初予算　公共事業評価システム　個別サマリーシート(継続事業)

1 事業の基本データ

①計画事業名	事業名	地区･箇所･路線名	
	治水ダム建設事業	鳥羽河内ダム	
②事業担当課	担当課	担当班	電話番号
	河川課	ダム班	059-224-2730
③事業施工場所	地域(市部･郡部/一般･準過疎･過疎)	市町字名	
	志摩　市部　過疎	鳥羽市　河内町	
④事務事業名	ダム建設事業		
⑤基本事業名	洪水防止対策の推進		
⑥公共事業評価システムにおける分野名	災害の防止		

2 事業の概要

事業の目的

二級河川加茂川水系では、洪水による被害が頻繁に発生していることから、治水を目的に鳥羽河内ダムを建設する。

事業の概要			
重力式コンクリート１基		事業採択	1997年度
		事業着工	1997年度
		事業完了	2028年度
		供用開始	2029年度
		全体計画事業費(億円)	195.000
		全体計画工期 （年数）	32年

3 事業計画の進捗状況

実施済み事業の概要		事業進捗率の算定式 ［進捗率＝実施済み総事業費/計画事業費×100］	
ダム本体実施設計　１式	補償費　１式	2020年度までの事業進捗率	37.2%
ダム本体水理模型実　１式	用地費　１式	2021年度完了までの事業進捗率	45.9%
ボーリング　１式		実施済み総事業費(億円)	89.554
工事用道路測量・設　１式			

4 公共事業の再評価実施の必要性

下記２基準に基づく今年度の再評価の必要性	○	必要である
（該当する項目の前に○印）		必要でない

１．三重県公共事業再評価実施要綱による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

☐	①事業採択後５年間を経過した時点で未着工の事業
☐	②事業採択後一定期間（５～１０年）を経過した時点で継続中の事業
☐	③再評価実施後一定期間が経過している事業
☑	④社会経済状況の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

２．公共事業の見直し基準による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

☐	①社会経済情勢の変化により、住民ニーズ、事業の主目的が喪失したもの及び事業効果が著しく低下した事業 □事業の主な目的を喪失した事業 □需要量の大幅な減少や停滞、費用の大幅な増加等により、計画の必要性や効果について合理的な説明が困難となった事業
☐	②代替案検討の結果、代替案のほうが有利な事業 ・目的達成のため他の代替的手段の方が効率的・効果的な事業
☐	③事業採択から５年以上経過して、下記の理由等から事業進捗を図れない事業 □用地買収に対する反対等により、事業進捗が３年以上停滞しており、今後解決が見込めない事業 □主体となる関連他事業の事業計画の進捗が見込まれないため、当該事業の進捗が３年以上停滞している事業 （ただし、今後２年以内に関連他事業が伸展する場合はこの限りでないものとする）

5 公共事業評価審査委員会の結果

再評価審査の結果	○	継　続
（該当する項目の前に○印）		中　止

再評価審査の結果概要

公共事業評価審査委員会審査の結果、継続の答申を得た。

6 評価結果

評価実施年度	令和3 年度
評価結果 (優先度判定の結果)	Ⅰ

前回評価 特記事項	

※優先度区分について

優先度Ⅰ	：事業進捗を図り、早期事業効果の発現に努める継続事業
優先度Ⅱ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準以上で、熟度が高い新規事業
優先度Ⅲ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準未満で、熟度が高く、緊急性や戦略性が高い新規事業
優先度Ⅳ	：優先度Ⅱ・Ⅲ以外の新規事業
優先度Ⅴ	：中止する事業

様式③－１ 事業地区･箇所別概要 （１）

令和4年度 当初予算　公共事業評価システム　個別サマリーシート(継続事業)

1 事業の基本データ

①計画事業名	事業名	地区･箇所･路線名	
	鳥羽河内ダム関連事業費	鳥羽河内ダム	
②事業担当課	担当課	担当班	電話番号
	河川課	ダム班	059-224-2730
③事業施工場所	地域(市部･郡部/一般･準過疎･過疎)	市町字名	
	志摩　市部　過疎	鳥羽市	河内町
④事務事業名	ダム建設事業		
⑤基本事業名	洪水防止対策の推進		
⑥公共事業評価システムにおける分野名	災害の防止		

2 事業の概要

事業の目的

治水ダム建設事業（補助事業）と併せて、流下能力のネック点となっている横断工作物の改修等を実施することで、加茂川水系の治水安全度の向上を図る。

事業の概要			
道路橋	2橋	事業採択	2019年度
護岸工	220m2	事業着工	2019年度
		事業完了	2022年度
		供用開始	2023年度
		全体計画事業費(億円)	2.372
		全体計画工期 （年数)	4年

3 事業計画の進捗状況

実施済み事業の概要		事業進捗率の算定式 ［進捗率＝実施済み総事業費/計画事業費×100］	
道路橋	1橋	2020年度までの事業進捗率	63.8%
護岸工	220m2	2021年度完了までの事業進捗率	90.8%
		実施済み総事業費(億円)	2.154

4 公共事業の再評価実施の必要性

下記２基準に基づく今年度の再評価の必要性 （該当する項目の前に〇印）		必要である
	○	必要でない

1．三重県公共事業再評価実施要綱による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- □ ①事業採択後５年間を経過した時点で未着工の事業
- □ ②事業採択後一定期間（５～１０年）を経過した時点で継続中の事業
- □ ③再評価実施後一定期間が経過している事業
- □ ④社会経済状況の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

2．公共事業の見直し基準による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- □ ①社会経済情勢の変化により、住民ニーズ、事業の主目的が喪失したもの及び事業効果が著しく低下した事業
  - □事業の主な目的を喪失した事業
  - □需要量の大幅な減少や停滞、費用の大幅な増加等により、計画の必要性や効果について合理的な説明が困難となった事業
- □ ②代替案検討の結果、代替案のほうが有利な事業
  - ・目的達成のため他の代替的手段の方が効率的・効果的な事業
- □ ③事業採択から５年以上経過して、下記の理由等から事業進捗を図れない事業
  - □用地買収に対する反対等により、事業進捗が３年以上停滞しており、今後解決が見込めない事業
  - □主体となる関連他事業の事業計画の進捗が見込まれないため、当該事業の進捗が３年以上停滞している事業（ただし、今後２年以内に関連他事業が伸展する場合はこの限りでないものとする）

5 公共事業評価審査委員会の結果

再評価審査の結果 （該当する項目の前に〇印）		継　続
		中　止

再評価審査の結果概要

6 評価結果

評価実施年度	令和3 年度
評価結果 (優先度判定の結果)	Ⅰ

前回評価 特記事項	

※優先度区分について

優先度Ⅰ	：事業進捗を図り、早期事業効果の発現に努める継続事業
優先度Ⅱ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準以上で、熟度が高い新規事業
優先度Ⅲ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準未満で、熟度が高く、緊急性や戦略性が高い新規事業
優先度Ⅳ	：優先度Ⅱ・Ⅲ以外の新規事業
優先度Ⅴ	：中止する事業

様式③－１　　事業地区･箇所別概要（１）

令和4年度 当初予算　公共事業評価システム　個別サマリーシート（継続事業）

1 事業の基本データ

①計画事業名	事業名	地区･箇所･路線名	
	砂防事業（通常）	宮谷	
②事業担当課	担当課	担当班	電話番号
	防災砂防課	砂防班	059-224-2697
③事業施工場所	地域（市部･郡部/一般･準過疎･過疎）	市町字名	
	志摩　市部　過疎	鳥羽市	桃取町
④事務事業名	通常砂防費		
⑤基本事業名	土砂災害対策の推進		
⑥公共事業評価システムにおける分野名	災害の防止		

2 事業の概要

事業の目的

当渓流は荒廃が著しく、多くの不安定土砂が堆積しているため、砂防設備の整備により下流域の住民の生命・財産の保全を図る。

事業の概要				
えん堤工	２基		事業採択	2010年度
管理用道路工	817m		事業着工	2010年度
			事業完了	2024年度
			供用開始	2025年度
			全体計画事業費（億円）	12.400
			全体計画工期（年数）	15年

3 事業計画の進捗状況

実施済み事業の概要				事業進捗率の算定式［進捗率＝実施済み総事業費/計画事業費×100］	
測量踏査設計	1式	管理用道路	817m	2020年度までの事業進捗率	79.1%
用地買収	1式			2021年度完了までの事業進捗率	85.5%
立木調査	1式			実施済み総事業費（億円）	10.608
えん堤工	1基				

4 公共事業の再評価実施の必要性

下記２基準に基づく今年度の再評価の必要性		必要である
（該当する項目の前に〇印）	〇	必要でない

１．三重県公共事業再評価実施要綱による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- ☐ ①事業採択後５年間を経過した時点で未着工の事業
- ☐ ②事業採択後一定期間（５～１０年）を経過した時点で継続中の事業
- ☐ ③再評価実施後一定期間が経過している事業
- ☐ ④社会経済状況の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

２．公共事業の見直し基準による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- ☐ ①社会経済情勢の変化により、住民ニーズ、事業の主目的が喪失したもの及び事業効果が著しく低下した事業
  - □事業の主な目的を喪失した事業
  - □需要量の大幅な減少や停滞、費用の大幅な増加等により、計画の必要性や効果について合理的な説明が困難となった事業
- ☐ ②代替案検討の結果、代替案のほうが有利な事業
  - ・目的達成のため他の代替的手段の方が効率的・効果的な事業
- ☐ ③事業採択から５年以上経過して、下記の理由等から事業進捗を図れない事業
  - □用地買収に対する反対等により、事業進捗が３年以上停滞しており、今後解決が見込めない事業
  - □主体となる関連他事業の事業計画の進捗が見込まれないため、当該事業の進捗が３年以上停滞している事業
    （ただし、今後２年以内に関連他事業が伸展する場合はこの限りでないものとする）

5 公共事業評価審査委員会の結果

再評価審査の結果		継　続
（該当する項目の前に〇印）		中　止

再評価審査の結果概要

6 評価結果

評価実施年度	令和3 年度		
評価結果（優先度判定の結果）	Ⅰ	前回評価特記事項	

※優先度区分について

優先度Ⅰ	：事業進捗を図り、早期事業効果の発現に努める継続事業
優先度Ⅱ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準以上で、熟度が高い新規事業
優先度Ⅲ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準未満で、熟度が高く、緊急性や戦略性が高い新規事業
優先度Ⅳ	：優先度Ⅱ・Ⅲ以外の新規事業
優先度Ⅴ	：中止する事業

様式③－１　　事業地区･箇所別概要（１）

令和4年度 当初予算　公共事業評価システム　個別サマリーシート(継続事業)

1 事業の基本データ

①計画事業名	事業名	地区･箇所･路線名	
	海岸高潮対策事業	的矢港海岸（的矢地区）	
②事業担当課	担当課	担当班	電話番号
	港湾・海岸課	海岸整備班	059-224-2690
③事業施工場所	地域(市部･郡部/一般･準過疎･過疎)	市町字名	
	志摩　市部　一般	志摩市　磯部町的矢	
④事務事業名	海岸保全事業		
⑤基本事業名	海岸保全対策の推進		
⑥公共事業評価システムにおける分野名	災害の防止		

2 事業の概要

事業の目的

当海岸の背後には人家が密集しており、既設の護岸は老朽化が著しく防護機能が低下しているため、護岸の補強を行うことでその機能回復を図る。

事業の概要			
護岸（補強）	2068m	事業採択	1986年度
陸閘（改良）	9基	事業着工	1986年度
		事業完了	2031年度
		供用開始	2032年度
		全体計画事業費(億円)	95.290
		全体計画工期（年数）	46年

3 事業計画の進捗状況

実施済み事業の概要		事業進捗率の算定式 ［進捗率＝実施済み総事業費/計画事業費×100］	
護岸（補強）	1939m	2020年度までの事業進捗率	78.9%
陸閘（改良）	9基	2021年度完了までの事業進捗率	81.7%
		実施済み総事業費(億円)	77.809

4 公共事業の再評価実施の必要性

下記２基準に基づく今年度の再評価の必要性 （該当する項目の前に〇印）		必要である
	○	必要でない

１．三重県公共事業再評価実施要綱による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- □ ①事業採択後５年間を経過した時点で未着工の事業
- □ ②事業採択後一定期間（５～１０年）を経過した時点で継続中の事業
- □ ③再評価実施後一定期間が経過している事業
- □ ④社会経済状況の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

２．公共事業の見直し基準による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- □ ①社会経済情勢の変化により、住民ニーズ、事業の主目的が喪失したもの及び事業効果が著しく低下した事業
  - □事業の主な目的を喪失した事業
  - □需要量の大幅な減少や停滞、費用の大幅な増加等により、計画の必要性や効果について合理的な説明が困難となった事業
- □ ②代替案検討の結果、代替案のほうが有利な事業
  - ・目的達成のため他の代替的手段の方が効率的・効果的な事業
- □ ③事業採択から５年以上経過して、下記の理由等から事業進捗を図れない事業
  - □用地買収に対する反対等により、事業進捗が３年以上停滞しており、今後解決が見込めない事業
  - □主体となる関連他事業の事業計画の進捗が見込まれないため、当該事業の進捗が３年以上停滞している事業
  - （ただし、今後２年以内に関連他事業が伸展する場合はこの限りでないものとする）

5 公共事業評価審査委員会の結果

再評価審査の結果 （該当する項目の前に〇印）		継　続
		中　止

再評価審査の結果概要

6 評価結果

評価実施年度	平成3 年度
評価結果 (優先度判定の結果)	Ⅰ

前回評価 特記事項	

※優先度区分について

優先度Ⅰ	：事業進捗を図り、早期事業効果の発現に努める継続事業
優先度Ⅱ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準以上で、熟度が高い新規事業
優先度Ⅲ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準未満で、熟度が高く、緊急性や戦略性が高い新規事業
優先度Ⅳ	：優先度Ⅱ・Ⅲ以外の新規事業
優先度Ⅴ	：中止する事業

様式③－１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業地区･箇所別概要（１）

令和4年度 当初予算　公共事業評価システム　個別サマリーシート(継続事業)

1 事業の基本データ

①計画事業名	事業名	地区･箇所･路線名	
	海岸高潮対策事業	南張地区海岸	
②事業担当課	担当課	担当班	電話番号
	港湾・海岸課	海岸整備班	059-224-2690
③事業施工場所	地域(市部･郡部/一般･準過疎･過疎)		市町字名
	志摩　市部　準過疎		志摩市　浜島町南張
④事務事業名	海岸保全事業		
⑤基本事業名	海岸保全対策の推進		
⑥公共事業評価システムにおける分野名	災害の防止		

2 事業の概要

事業の目的

南張地区海岸は、背後に志摩市の住宅地が広がっており、第3次緊急輸送道路である国道260号が存在している。耐震照査の結果、地震により地盤が液状化し、堤防が被災することが判明した。そのため、既設堤防の耐震対策を実施し、背後地の安全確保を図る。

事業の概要			
地盤改良工	323m	事業採択	2016年度
押え盛土工	645m	事業着工	2016年度
石材置換工	164m	事業完了	2023年度
		供用開始	2024年度
		全体計画事業費(億円)	13.500
		全体計画工期（年数）	8年

3 事業計画の進捗状況

実施済み事業の概要		事業進捗率の算定式 ［進捗率＝実施済み総事業費/計画事業費×100］	
地盤改良工	293m	2020年度までの事業進捗率	64.2%
押え盛土工	645m	2021年度完了までの事業進捗率	76.6%
石材置換工	164m	実施済み総事業費(億円)	10.343

4 公共事業の再評価実施の必要性

下記２基準に基づく今年度の再評価の必要性 （該当する項目の前に〇印）		必要である
	○	必要でない

１．三重県公共事業再評価実施要綱による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- ☐ ①事業採択後５年間を経過した時点で未着工の事業
- ☐ ②事業採択後一定期間（５～１０年）を経過した時点で継続中の事業
- ☐ ③再評価実施後一定期間が経過している事業
- ☐ ④社会経済状況の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

２．公共事業の見直し基準による対象事業判定（該当する項目にチェックする）

- ☐ ①社会経済情勢の変化により、住民ニーズ、事業の主目的が喪失したもの及び事業効果が著しく低下した事業
  - □事業の主な目的を喪失した事業
  - □需要量の大幅な減少や停滞、費用の大幅な増加等により、計画の必要性や効果について合理的な説明が困難となった事業
- ☐ ②代替案検討の結果、代替案のほうが有利な事業
  - ・目的達成のため他の代替的手段の方が効率的・効果的な事業
- ☐ ③事業採択から５年以上経過して、下記の理由等から事業進捗を図れない事業
  - □用地買収に対する反対等により、事業進捗が３年以上停滞しており、今後解決が見込めない事業
  - □主体となる関連他事業の事業計画の進捗が見込まれないため、当該事業の進捗が３年以上停滞している事業
    （ただし、今後２年以内に関連他事業が伸展する場合はこの限りでないものとする）

5 公共事業評価審査委員会の結果

再評価審査の結果 （該当する項目の前に〇印）		継　続
		中　止

再評価審査の結果概要

6 評価結果

評価実施年度	平成3 年度
評価結果 (優先度判定の結果)	Ⅰ

前回評価 特記事項	

※優先度区分について

優先度Ⅰ	：事業進捗を図り、早期事業効果の発現に努める継続事業
優先度Ⅱ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準以上で、熟度が高い新規事業
優先度Ⅲ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準未満で、熟度が高く、緊急性や戦略性が高い新規事業
優先度Ⅳ	：優先度Ⅱ・Ⅲ以外の新規事業
優先度Ⅴ	：中止する事業